



# 寒川町議会基本条例(案)

## 寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント (町民意見の公募)

(意見募集期間)

令和6年1月30日(火曜日) ~ 3月19日(火曜日)

### ■パブリックコメントの募集

寒川町議会基本条例(案)に対する、みなさまのご意見をお待ちしています。

#### 寒川町議会基本条例の制定に向けての パブリックコメントとは?

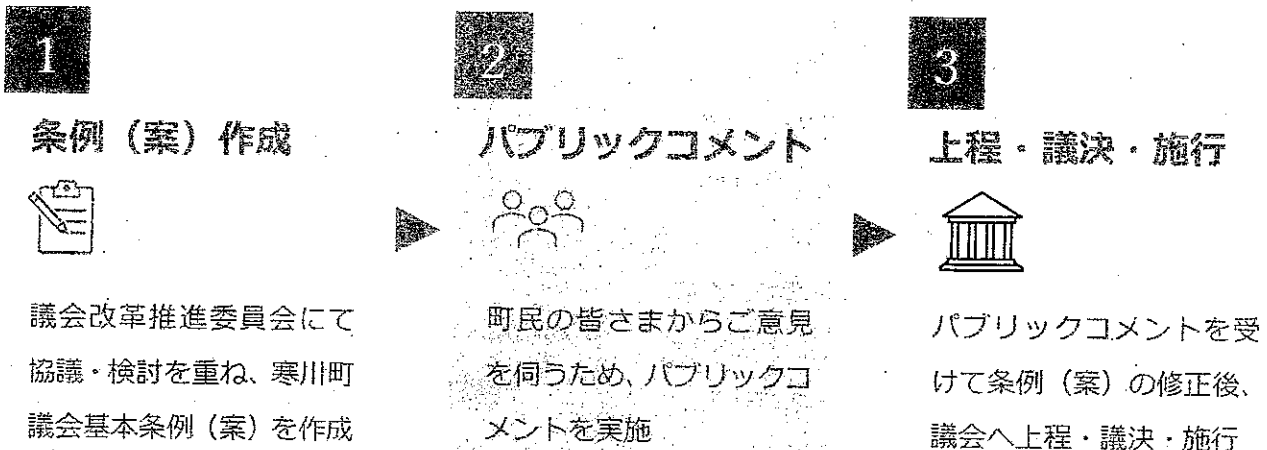
寒川町議会は、これまで町民から直接選挙で選ばれた議員と町長とで構成された二元代表制のもとで、相互に対等で緊張ある関係を保ちつつ、身近な民主主義の実現や町民の福祉向上のため、町民の負託に応える活動を行ってきました。

近年では地方分権の時代を迎え、地方自治体の権限拡充が進展しており、寒川町議会はこれまで以上にその責務を果たすことが求められていると考えます。

特に、寒川町議会は、先人が築き上げてきた歴史、文化や多様な地域資源などの特性を重視し、町域の課題の把握とそこに暮らす町民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な討議を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行わなければなりません。

これまで積み重ねてきた取り組みを確実なものとするために、議会及び議員の使命、役割及び責務を自覚し、より一層町民の負託に応え、開かれた議会とすることを目指して、条例を制定する必要があると考えます。

条例の制定に向けて、広く町民の皆さまからご意見を伺うためパブリックコメントを実施します。



## 資料の閲覧方法

「寒川町議会基本条例（案）」の資料は、寒川町のホームページからご覧いただけます。HP内で『寒川町議会基本条例』と検索。

二次元コードはこちら▶



※次の場所で資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎（2階情報公開コーナー、3階議会事務局窓口）
- ・シンコースポーツ寒川アリーナ（寒川総合体育館）・北部文化福祉会館
- ・南部文化福祉会館 ・健康管理センター ・町民センターおよびセンター分室
- ・寒川総合図書館

## ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：〒253-0196  
寒川町 議会事務局総務担当
- ② FAX：0467-74-1115
- ③ メール：gikai@town.samukawa.kanagawa.jp
- ④ 電子申請は、右の二次元コードから
- ⑤ 議会事務局へ持参又は各施設回収箱へ投函  
受付：土日祝日・施設休館日を除く、  
午前8時30分～午後5時



## 記入事項

別添の回答用紙の内容に沿ってご記入ください。メールによる回答など回答用紙を用いない場合は、ご住所等も含め、回答用紙と同内容を任意の様式でご記入ください。

## 募集期間

令和6年1月30日（火曜日）～3月19日（火曜日）

## いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「寒川町議会基本条例（案）」の参考にさせていただくとともに、町議会の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し「個人情報保護法」に従い適正に管理いたします。

## お問い合わせ先

寒川町 議会事務局 総務担当  
住 所 〒253-0196  
寒川町宮山 165 番地  
電 話 0467-74-1111  
FAX 0467-74-1115

「高座」のころ。

高座郡さむかわ